

国内排出量取引制度検討会（第7回）

平成20年6月26日（木）

13:00～14:45

虎ノ門パストラル 新館1階 鳳凰東

環境省地球環境局

議 事 次 第

I. 開 会

II. 議 題

- 1 「福田ビジョン」等、最近の国内の動向について
- 2 公開ヒアリングの結果について
- 3 I C A P 第 1 回国際炭素市場フォーラムの結果報告について
- 4 その他

(配付資料)

資料 1 - 1 「福田ビジョン」等、最近の国内の動向について

資料 1 - 2 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」環境省案

資料 1 - 3 日本カーボンアクション・プラットフォーム（J C A P : Japan Carbon Action Platform）の設立について

資料 2 公開ヒアリングの結果について

資料 3 国際炭素パートナーシップ（I C A P）第 1 回国際炭素市場フォーラム「排出量のモニタリング・算定・報告・検証」の結果報告について

(参考資料)

参考資料 1 委員名簿

参考資料 2 西部気候イニシアチブ（W C I）排出量取引制度の制度設計勧告草案

参考資料 3 排出量取引インサイト

参考資料 4 米国リーバーマン・ウォーナー法案に対する質疑終局採決の分析

参考資料 5 国内排出削減プロジェクトからの V E R 認証・管理試行事業及び我が国におけるカーボン・オフセットの取組に係る第三者認定試行事業の実施について（お知らせ）

参考資料 6 平成 20 年度カーボン・オフセットモデル事業計画設計調査の募集について（お知らせ）

午後1時00分 開会

○西村室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから国内排出量取引制度検討会を開催いたします。

進行は大塚座長にお願いいたします。

○大塚座長 それでは、まず南川局長からごあいさつをお願いいたします。

○南川地球環境局長 お忙しいところありがとうございます。

前回、大変な深いご議論をいただきまして、5月20日付けをもって中間取りまとめを発表させていただいたところでございます。この排出量取引のまとめにつきましては、私どもに対して、内容を教えてくれと、あるいはどういう資料を出したのか教えてくれという要望が全国から多く寄せられました。そういったことがございまして、私どもこれを1冊の本にいたしまして、そして関係方面に極力お渡しするとともに、もちろんホームページ等でもダウンロードしていただけるということで用意をしておるところでございます。

そういったニーズもございましたし、また、その後、福田総理が6月9日にビジョンを示されました。低炭素社会に向けてということでビジョンを示されまして、その中で国内排出量取引制度につきましてもかなり具体的なコメントをされております。ポイントは、いつまでも前提となる必要性、あるいは弊害等についての議論だけを繰り返してもしようがないと、意味がないということで、今年の秋から国内統合市場の試行的実施を行うのだと、そういったことを発表されたわけでございます。これについては、もちろん私どもは事前に承知をしておりますので、あわててその対応について今検討しているところでございます。これにつきましては、私どもの検討状況について、今日そのポイントをご報告させていただきたいと思っております。

ただ、この試行自身、何せすぐの話でございまして、当座の対応としましては、今日の案を示しましてご意見があればお伺いしたいと思いますけれども、基本的には政府部内でどのように扱うかについて決めていくことになるかと思っております。

それから、それ以外にも福田首相のお話の中で、例えば国際的な動きについても随分コメントがございました。そういったことから、私どもとしてもできるだけ委員の皆様、あるいは多くのこの問題に関心を持つ方々に、最新の国際的な情報を知っていただきたいということから、I C A Pの具体的な動き、それからアメリカの法律の動き、また各種の動きについても最新のデータをまとめさせていただいたところでございます。こういった動向を踏まえながら、ぜひ皆さんに引き続きご議論いただきまして、我が国における排出量取引制度の確立に向けて一緒

に考えていきたいと思うところがございます。

なお、きょう恐縮ですが、私ちょっと2時過ぎから別の行事がございまして途中退席することをあらかじめお断りさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○西村室長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。議事次第と資料一覧をおめくりいただきますと、資料1-1といたしまして、「『福田ビジョン』等、最近の国内の動向について」という横長の資料がございます。次に、同じく横長でございますが資料1-2といたしまして、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」についての現時点の環境省の考えをまとめた資料がございます。次に、資料1-3、縦長のものでございますが、「日本カーボンアクション・プラットフォームの設立について」でございます。それから、資料2といたしまして、「公開ヒアリングの結果について」でございます。次に、資料3といたしまして、国際炭素行動パートナーシップ（ICAP）の結果報告についてでございます。

以降、参考資料でございますが、参考資料1といたしまして、委員の方の名簿。参考資料2といたしまして、米国の西部の気候イニシアチブの制度設計勧告草案というものが出ておりますので、その概要をおつけしております。それから、参考資料3といたしまして、環境省のほうで排出量取引についての情報をまとめたWebサイトをご用意いたしましたので、そのご紹介をおつけしております。それから、参考資料4といたしまして、先だって米国上院で行われましたリーバーマン・ウォーナー法案の採決についての分析をまとめた資料をおつけしております。それから、参考資料5といたしまして、「国内排出削減プロジェクトからのVER認証・管理試行事業及び我が国におけるカーボン・オフセットの取組に係る第三者認定試行事業の実施について」でございます。最後に、参考資料6といたしまして、「平成20年度カーボン・オフセットモデル事業計画設計調査の募集について」でございます。

以上でございます。

○大塚座長 それでは、議題1、「福田ビジョン」等、最近の国内の動向についてに移りたいと思います。

今月の9日に福田総理がいわゆる「福田ビジョン」を発表されました。その中で国内統合市場の試行的実施というのを今年の秋に始めるという方針が示されました。

事務局に、福田ビジョンをはじめとする最近の国内動向と試行的実施に向けた取り組みについて、説明をお願いいたします。

○高橋市場メカニズム室長 では、事務局のほうから資料1-1から1-3までを一括してご説明をさせていただきます。

まず、資料1-1でございますけれども、「福田ビジョン」等、最近の国内の動向についてということでございます。

まず最初が、6月9日に行われました「『低炭素社会・日本』をめざして」と題した福田総理の演説の概要でございます。最初のページは中長期的な目標について書いてございまして、2050年までに現状から60ないし80%の削減をするという長期目標を掲げるというようなこと、10年から20年で世界全体のピークアウト、それに向けてセクター別アプローチを活用していくと、我が国の中期的な国別総量目標を来年のしかるべき時期に発表するというようなことでございます。

次の3ページに、具体的な政策の4本の柱ということで、革新的技術の開発と既存先進技術の普及、国全体を低炭素化へ動かしていくための仕組み、地方の活躍、国民主役の低炭素化ということで書かれてございます。

次のページに、今日の議題でございます「国内排出量取引に関する記述」ということで少し詳しく紹介してございます。まず、CO₂に取引価格をつけ、市場メカニズムをフルに活用して、技術開発や削減努力を誘導していくという手法を積極的に活用していくということが必要であると。いつまでも制度の問題点を洗い出すのに時間と労力を費やすのではなく、むしろ、より効果的なルールを提案するぐらいの積極的な姿勢に転ずるべきである。今年の秋にはできるだけ多くの業種・企業に参加してもらい、排出量取引の国内統合市場の試行的実施を開始すると。これにつきましては、この次の資料で現時点での環境省の検討状況をご紹介したいと思っております。

で、実際に削減努力や技術開発につながる実効性のあるルールをつくる。また、マネーゲームが排除される健全な実需に基づいたマーケットをつくっていくことが重要である。ここでの経験を活かしながら本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにする。技術とモノづくりが中心の日本の産業に見合った制度はどうあるべきかをしっかりと考える。最後に、日本の特色を活かせる設計を行い、国際的なルールづくりの場でもリーダーシップを発揮していくというようなことで、排出量取引について演説をさせていただきます。

次のページは関連で、カーボン・フットプリントについてもCO₂の見える化という一環で

積極的に進めていくということを述べられてございます。

次は6ページでございますけれども、総理のもとに設置されました地球温暖化問題に関する懇談会というものが、6月16日に「『低炭素社会・日本』をめざして」ということで報告書をまとめられてございます。ここでも、国内の排出量取引について記述がされてございますけれども、ここがございますように、炭素への価格づけが重要であるということで、炭素コストの負担を通じて、自ら排出する炭素にみずから責任を果たすということが求められると。

炭素を基準とする価値観というものが今、世界で出てきている。日本もこの国際競争を勝ち抜くために21世紀のルールづくりに積極的に参加をして、世界の視点の変化を先取りするという考え方が極めて重要であると。

3番目の段落では、他方で、市場メカニズムを活用する場合に投機的な動き、マネーゲームにならないような工夫というものも必要であるということも指摘されてございます。

最後の段落で、国内排出量取引制度、あるいは環境税という新たな政策手法につきまして、こういう視点に立ってとらえていくと。特に国内排出量取引制度については、欧米の動向を注視しながら、試行的実施を通じて我が国の実情を踏まえたものとして検討が続けられなければならないということがございます。

懇談会の提言では、カーボン・オフセットについても、カーボン・フットプリント、カーボン・オフセット、あるいは炭素会計のルールづくりというようなことで、積極的に進めるべきであるということが書いてございます。

それから、次が6月11日でございますけれども、自民党の温暖化対策本部が中間報告を出されました。「最先端の低炭素社会構築に向けて―来るべき世代と地球のために―」ということで、大変多岐にわたる内容につきまして報告をまとめてございます。そのうち、この排出量取引に関する部分の抜粋をここにお示しをしてございます。国内排出量取引につきましては、この8ページ目がございますように、一定の制約のもとで炭素の価格をシグナルとして市場メカニズムを活用するということが、削減費用を最小化する極めて有用な手法であるというふうに評価をされています。他方で、さまざまな問題点が指摘されているので、これらを克服してこそ効果の高い制度となるというふうに位置づけてございます。

次の9ページに、導入に当たっての諸点ということで、制度上の問題点あるいは配慮事項ということで項目が挙げられてございます。

10ページにまとめ的なところでございますけれども、排出量取引については多くの検討すべき課題を乗り越えつつ、将来国際的な市場が発足する場合には、我が国も参加をする。国際的

な基準づくりが I C A P 等で行われており、我が国もその作業に積極的に参加し、我が国に不利とならない公平な制度とする必要性があると。また、A P P 等におけるセクター別アプローチの取り組み、あるいは自主参加型排出量取引の拡大等によります経験を踏まえて、公平かつ合理的なルール等について積極的に発信をして、国際標準づくりに反映をしていく必要があると。我が国の産業界、有識者等の意見を踏まえて2010年から国内取引について準備的運用を開始するべきであるという提言をさせていただきます。

また、この自民党の報告の中では、カーボン・オフセットについても大変多岐にわたる提言をさせていただきます。その法的な整備も含め、またオフセットに使用できるクレジットの認証手続等、あるいは森林の活用等を含めて多岐にわたる積極的な提言をさせていただきます。

それから、次は12ページ、公明党でございますけれども、6月6日に公明党地球温暖化対策本部提言ということで、まとめられております。これも排出量取引についての部分だけでございますけれども、2013年以降の大幅な削減ということのために制度の設計を開始し、この排出量取引制度の導入を表明をするべきであると。また、2012年以前についても、京都議定書目標達成計画上の自主行動計画と整合性のある形で試行的に制度を導入することも検討すべきであると。設計に当たっては、削減余力、早期対策の考慮、あるいは国際競争力への影響、炭素リーケージ等についての実証分析を行って、影響のある部門については緩和措置を検討すると。あるいは、排出権価格の長期高止まり、急変動等を起こす投機的な取引を未然に防止する。あるいは、柔軟に対処するための費用緩和措置について検討を行う。あるいは、低所得者対策などを検討することというようなことを提言させていただきます。

最後に民主党でございますけれども、6月4日に地球温暖化対策基本法案ということで発表させていただきます。国内排出量取引については、ここにございますように国内排出量取引制度を創設し、平成22年度、2010年度からこれを実施するものとするというふうなうたわれてございます。

以上が、最近の動きということで、さまざまな報告、提言等につきましてご紹介をいたしました。

次に、資料の1-2でございますけれども、福田総理の福田ビジョンの中にございました排出量取引の国内統合市場の試行的実施につきまして、これは今、政府部内でいろいろ検討が進められてございますけれども、環境省としても具体的にどういうことができるかということにつきまして、今検討を進めてございます。現時点の案ということでご報告をし、今日、いろいろコメントをいただければと思っております。今後、これは政府全体の取り組みでございます

ので、関係省庁と十分連携を図りながら政府一体とした取り組みということで、内容を詰めていきたいというふうに考えてございます。

まず、このペーパーの一番上でございますけれども、今回の試行的実施のポイントを幾つかまとめてございます。

まず、私どもこれまでやってきました自主参加型排出量取引制度で培ってきました制度インフラを活用いたしまして、参加者やあるいはメニューを大幅に拡大をしていきたいということでございます。また同時に、中小企業による排出削減の活動でございますとか、あるいは森林バイオマスの活用といった、排出量取引制度の枠外で行われる追加的な削減分というものを、クレジットとして認証し取引の対象とするということによりまして、国内対策というものを促進するとともに、この排出量取引制度においても柔軟性を付加をしていくということを考えたいと思っております。こういうことを通しまして、日本型の排出量取引の国内統合市場の試行的実施というものを進めていってはどうかということでございます。その際、総理の演説にもございました、マネーゲームにならないようなマーケットをつくっていくということが重要であろうということでございます。今後、試行に向けて総理の指示に基づきまして、経済産業省、金融庁等、関係機関と緊密な連携・協力を図ってまいりたいということでございます。

このポンチ絵の部分でございますけれども、まず、これまでの取り組みの成果を踏まえてということでございまして、これまでの取り組みとしては、皆様ご案内のとおり、この左側でございますように、自主参加型の排出量取引制度、これまで補助金ありの対象者あるいは補助金なしの対象者、合わせて累積で223社、既に参加をさせていただいております。それから、国内対策、国内クレジットという面では、この国内クレジットの認証基準についての検討というものを、今進めているところでございます。

こういう取り組みを通して、制度インフラといたしましては、自主参加型の排出量取引制度の中で個々の事業所あるいは企業の排出量のモニタリング報告、あるいは排出量について第三者機関による検証、そういうものについての具体的なルールというものも、国際基準を踏まえながらつくってきております。

また、取引されるクレジットの適切な管理、ダブルカウント等がないような適切な管理を行うための登録簿というものも、あわせて、これも国際的な標準に合ったものを整備をしてきております。

それから、市場という意味では、これまでの自主参加型排出量取引制度、まだまだ限られたものではございますけれども、商社等にも参加をいただいて相対取引というようなことで実際

取引が行われているような実績も積んできているということでございます。

こういうものを踏まえまして、この右側でございますようなモニタリング・検証ルール、あるいは登録簿というものについて、自主参加型排出量取引制度のインフラを最大限活用していきたい。また市場についても、これまでの経験を生かしながら、またさらに商社とか証券取引所等の関係機関の参加、ご協力もいただきながら、この試行を実施していきたいということでございます。

試行の内容につきましては、この上でございますけれども、国内排出量取引の試行的実施ということでございます。るる申してございますように、自主参加型排出量取引制度のインフラを活用して参加者やメニューを拡大していくと、大幅に拡大をしていくということで、どういう参加者が想定されるかということでございますけれども、まずは既にこの自主参加型排出量取引制度にご参加をいただいている参加者、既存メニューの参加者というのがいらっしゃるわけでございます。また、これに加えて自主行動計画など自主目標を設定している参加者ということで、現在の京都議定書目標達成計画、そこに位置づけられております自主行動計画、こういうものと整合性を確保しながら進めていくということを考えているわけでございます。具体的には、自主的に総量目標を設定されている事業者の方、あるいは原単位目標を自主的に設定されている場合もございます。そういうことが想定されます。特に原単位目標を設定されている場合には、活動見込量というものも設定していただくことによって、この総量の目標というものも設定できるというふうに考えております。

また、もう一つ、ベンチマークの設定ということが一つ、この手法として大変重要でございますけれども、このベンチマークによって目標を新たに設定をするということも試行できればというふうに考えてございます。そういう形で事業者の方々と協力しながら、このベンチマークによる目標というものを新たに設定をして、この試行に参加をしていただくということも想定をしてございます。

いずれの場合も、どういう単位でご参加いただくかということについては、いろいろフレキシブルに個々の状況を見ながら考えたいと思っておりますので、事業所単位、企業単位、あるいは場合によっては複数の企業単位での参加ということも可能ではないかというふうに考えてございます。

それから、これを国内排出量取引の試行の中で、それを補完するものとして国内対策促進と書いてあるわけでございますけれども、いわゆる、今申し上げたような目標を掲げている部分とちょっと別のところで対策を進めていくことによる削減効果というものを評価をして、それ

信頼性の高い国内クレジットとして評価をして、それを活用していくと。具体的には、そこにごぞいますような中小企業による削減活動、あるいは森林バイオマスの活用、こういうものによりまして、追加的な削減というものを評価をして、それをクレジットとして認証し、取引対象としていくということも、この試行の中であわせて実施をしてはどうかというふうにごぞいます。

これから関係省庁ともいろいろ相談しながら細かいところを詰めていかなければいけませんけれども、できれば秋から試行ということでごぞいますので、8ないし9月から募集をしていくというようなことを想定をしてごぞいます。いずれにしましても、本格導入の検討に有意義な、それに資する知見を得られるようなそういう試行にしていきたいということで考えているところごぞいます。

それから、最後に1－3ということで、日本カーボンアクション・プラットフォームの設立についてというものがごぞいます。

これはつい先日24日に発表したものでごぞいますけれども、今、国内では温暖化対策の1つとして市場メカニズム、具体的には排出量取引あるいはカーボン・オフセットというようなものを活用したいろんなイニシアチブが大変広まって、関心も高まってきているということでごぞいます。つい先日、東京都では排出量取引を含む条例が成立をしたということでごぞいますけれども、それ以外でもカーボン・オフセットを活用したような取り組みというものが今、非常に多くの自治体のほうで検討、あるいはもう既に実施されているということでごぞいます。私どもとしてはこういうものをぜひ推進をしていきたいということでごぞいまして、そういうような手法に取り組んでおられる、あるいは関心のある都道府県、指定都市、中核市、特例市というところに声をおかけしまして参加を募りまして、意見交換、情報交換、あるいは協力をする場をつくっていききたいということで、JCAP（Japan Carbon Action Platform）という名前で設立をしたいということでごぞいます。

具体的にはカーボン・オフセットの取り組み、あるいはキャップ&トレード型の仕組みに関する情報交換、あるいは信頼性の高い国内クレジットの創出と、こういうような内容を中心にさまざまな取り組みの情報を共有する、あるいは意見交換を行う、あるいはさらに進んで具体的な連携・協力というのを模索する、そういう場としてこのJCAPというものを進めていきたいと。7月中旬を目途に第1回目の会合を開くということで、今準備をしているところごぞいます。

私からの報告は以上ごぞいます。

○大塚座長 ありがとうございます。徐々に取り組みが進んでいることがよくわかったかと思えます。

では、ただいまのご説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

影山委員、お願いします。

○影山委員 申しわけありません。ちょっと私も2時過ぎで失礼させていただきますので、先にちょっとご意見をさせていただきます。

資料1-2の試行的実施にかかわる環境省案のこのペーパーについてでございますけれども、一番気になりますのは、下の表で右に本格導入というのが書かれているということでございますけれども、この絵を見ますと、試行的実施を何年かやって、それから本格導入に行くというふうに読めますけれども、首相の話もそういうことを本格導入が前提ということではないはずでございますので、ちょっとこれは誤解を招くのではないかなという気がいたします。

こちらのペーパーに、資料1-1のほうにまとめていただいておりますので、ちゃんと書かれていますけれども、いろんな削減努力や技術開発につながる実効性とか、あるいはマネーゲームが排除される健全なマーケットとかいうそういうようなもので、本格導入する場合に必要な条件、制度上の課題などを明らかにすると。あるいは、技術とモノづくりが中心の日本の産業に見合った制度はどうあるべきかをしっかりと考えると。

一生懸命まずは考えると、検討するということが優先であるはずですので、それが本格導入ということに、これはダイレクトにつながるという話ではないというふうに考えております。環境省さんが、この福田ビジョンに悪乗りするというつもりはないというふうに思いますので、誤解のないようにしていただければというふうに思います。

それから、次のあれでございますが、試行に当たりまして、ぜひ自主行動計画との整合性についてしっかりと、整合性をとっていただきたいということでございます。我々、日本で一番大事なことは京都議定書の目標を達成するということだというふうに思っておりますので、そうであれば、その中核をなす自主行動計画、これを産業界、真剣な取り組みをしているわけでございますから、それに悪影響を及ぼすようなそういうような試行であってはいけないというふうに思いますので、そここのところをしっかりと担保していただきたいというふうに思います。

整合性をとるということでもそう簡単にいくというふうに思いませんので、関係者が集まって、しっかりとそここのところは検討していただきたいというふうに思います。

それから、先ほどのマネーゲームを排除ということでございますけれども、今、日本が油の高騰で打撃を受けているという状況の中で、さらにCO₂のコストが大幅にかさむということ

になりましたら、場合によっては日本は壊滅してしまうおそれもあるんじゃないかというふうな心配もあります。ですから、このマネーゲームの排除という点については、これも十分検証をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、この試行で何を学んで、どう評価するのかというところがはっきりしていないと、一体何をやったのかわからなくなるような気がしますので、試行をするに当たってはぜひそういう点をよく事前に検討されて、それで試行に入っていただければと。

ちょっと幾つかご意見させていただきました。

○大塚座長 重要な点だと思いますので、事務局からお答えいただければと思います。

第2点については、恐らく自主行動計画と整合性をとるとというのは先ほどもおっしゃったことだと思いますが、それも含めてで結構ですけれども、第1点と第3点あたりが特に重要だと思いますので、お願いいたします。

○高橋市場メカニズム室長 ありがとうございます。

まず、最初の本格導入という記述でございますけれども、これは影山委員のおっしゃるとおり、私どもとしても本格導入を前提としたというものではないというふうに、総理の演説を理解してございます。演説にもございますように、本格導入をする場合に必要となる条件、制度設計上の課題などを明らかにするということでございますので、こういう目的に照らして有意義な知見が得られるように試行を設計をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、自主行動計画との整合性もおっしゃるとおりでございます。それはなかなか簡単ではないということでございますので、私どもとしても経産省をはじめ、関係省庁と十分相談をし、調整しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、マネーゲームを排除するという点も記述をさせていただきました。これを具体的にどうやっていくかと、どういう検証をしていくかということについても、今後十分検討をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、最後の点も全くおっしゃるとおりでございます。成果として何を目標に設定するかということでございます。非常に短期間の間で準備をしなければいけないということもございますので、ここで、どこまでの知見なりが得られるかということについて、やはり中身を検討しながら十分精査をいたしまして、その試行の結果が適切に評価できるように、十分事前に検討をしていきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○大塚座長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。諸富委員、お願いします。

○諸富委員 おはようございます。

私の観点からすれば、福田ビジョンは残念ながらというべきか、本格実施が明記されなかったという意味では影山委員と同じ認識で、本当は例えば2013年本格実施で、それまでに試行的実験をやるということが本当は望ましかったんですが、そうはなっていないということだと思うんですね。しかし、これだけの実験をやるからには、私は本格実施というものを前提とするわけではないかもしれませんが、目指していくということが必要なんだろうというふうに思っております。

ここから、少し質問ですが、これからの調整ということで考えますと、福田ビジョンにおける試行的実施の内容を、環境省案として資料1、2でお示しいただいたわけですが、日経新聞の報道では経済産業省はまた別のことを考えていらっやって、きょう26日、別の場所でその内容が発表されているのじゃないかというふうに思いますが、その内容は、一種の国内CDMのような形、影山委員もおっしゃった自主行動計画と整合がとれるようなもの、そしてどうもCO₂を単位とするのではなくて、エネルギーの要するに省エネを目指していくというのでしょうか、どうもそういうタイプのものであるという内容でした。その点では、経済産業省で考えていらっやることと環境省で考えていらっやるのが違うような気がします。もしそうならば、これからどういう場で、どういうプロセスで調整がなされていくのか、少し教えていただければというふうに思います。

それから、今日のお示しいただいた資料1、2の試行的実施の部分ですが、一応これまでの実績に基づく自主参加型の排出量取引制度を基本的に移行させたものが1つ、メニューとして(1)で入っているというふうに理解いたしました。

それから(2)は、こういうふうな理解でよろしいでしょうかということなんですが、これまでこの場でも議論してきたオプションを、いわば実験するというのが環境省のお考えでしょうか。①なんかは、オプション2かオプション3のようなものを想定していらっやって、ただし自主的に目標は設定すると。で、②は、恐らくオプション4を念頭に置いていらっやるかと考えてよろしいでしょうかということですね。

それから(3)ですけれども、いわゆる初期割り当て、初期配分の方式についてもグランドファザリングとベンチマークの両方式をここで実験されるということで考えてよろしいでしょうかということですね。ただ、そうなりますといろんなタイプを実験できるというメリットはありますが、他方でいろんな種類のいろんなものが混ざっていて、全体を統一的に統合的

にやる形になっていなくて、国内統合市場じゃなくて国内分断市場というか、ちょっと失礼な言い方ですが、分断市場的になるのではないかと思います。これを統合させていくということはどういうふうなことで統合するというふうに、その統合の意味をどういうふうにお考えかという点をお聞かせください。

以上です。

○大塚座長 いかがでしょうか。事務局お願いいたします。

○高橋市場メカニズム室長 貴重なご意見、ありがとうございます。

まず、これからの調整をどうするのかということでございますけれども、具体的な調整の場がどこになるかというところはまだはっきりしないところがございますけれども、いずれにしても、これは政府全体としての取り組みでございますので、関係省庁、なにかんずく経済産業省とは十分意見の調整をして、この試行について準備をしていく必要があるというふうに考えてございます。経産省も、今日研究会のまとめをされているということは承知してございます。まだ、その報告書の中身を十分精査はできておりませんが、これからよく議論をして、実りある成果が得られるように十分調整をしていきたいというふうに思っております。

それから、私どものほうのきょうお示した案についてのご質問でございましたけれども、おっしゃるとおり、私どもとしては特に（２）あるいは（３）というところでございますけれども、（１）も含め——（１）、既存メニューというのは基本的にはグランドファザリングがベースでございますけれども——（２）、（３）の中で中間まとめでご議論いただきましたオプション、特にオプション２、３、４というところだと思いますけれども、そういうものについても可能な範囲で実験といたしましょうか、試行をしていきたいという考えは持っております。

その際に、そういうさまざまな手法、異なったものが統合できるのかというご指摘もおっしゃるとおりでございますけれども、その辺はある程度割り切りも必要になるかもしれませんけれども、統合とは、例えば要するにそれぞれの取引ができるかということかと思っておりますけれども、もちろんできるだけそういうことができるような形で試行を行うということを目指して検討をしていきたいというふうに思っております。

○大塚座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。笹之内委員、お願いします。

○笹之内委員 まず、基本的には影山委員が言われたことをサポートします。特に、本格導入という記載が大変気になるところであって、これは最近、環境省のいろんな報告書でもPDC

Aを大切にすると指摘されています。今まで民間では、普通の言葉であるプラン、ドウ、チェック、アクションというんですけれども、この記載ではチェックがないということになります。やっぱり本格導入前提じゃなくて、ここで評価基準、総理からもいろんな評価基準が出ています。それを前提にチェックをして、その結果次のステップへ進むという計画にしておかないといけないと思います。そこのところは十分この検討会でも議論しなかったところなものですから、そのチェックの方法、チェックの評価基準、そういうものをきちっと整理して、いつやるかという判断が、よくわからないわけですね。この試験をいつまでやって、いつの時点で評価するのか、多分その評価は何段階にもわたってやると思うんですけれども、そういうことをしないと、進める手法として少しいかがなものかという感じがします。

2番目は国内統合市場の実験とのことで、半分質問になるんですけれども、(3)というのは具体的にはどういう方に期待をされているのかな。というのは、基本的に(2)で、経団連の自主行動計画を想定されている「自主行動計画」という言葉があるんですけれども、これに参加している企業はこの(2)の中で参加するかどうかという議論をしていくと、それは、温対法とか政府の目達計画で公認された自主行動計画を崩さないということが前提ですね。

(3)の参加というのはどういうことなのか。それは経団連の自主行動計画に参加していない人が、新たにまた参加することなのかどうか。

いずれにしても(2)、(3)にしろ、とても現実的にやることをと秋までに判断できるのかどうかというのが、非常に今疑問なんですけれども、スタート時点、大体どのぐらいの参加者を期待されておられるのかということが、もし腹づもりがあれば教えていただきたい。

それから、やっぱりマネーゲーム、これもきちっと対策をですね、マネーゲームはだめだよというんですけれども、具体的にどう排除するかというのを、やはり早く議論して、早く具体案を出していただきたいということです。

最後になりますけれども、この話は大変国際的にも話題になっておりまして、私のところに、いろんなところ海外から問い合わせがあるんです。もう日本はキャップ&トレードを導入するんだというような、そんな誤解が世界を飛び回っているものですから、ぜひそうじゃないんだと、まだやるかどうか決まってないんだと、実験をやるんだということをきちっと海外にも発信していただきたいということです。

以上です。

○大塚座長 大きく4点ございましたけれども、事務局からお願いいたします。

○高橋市場メカニズム室長 ありがとうございます。

本格導入についてのご意見は、先ほど影山委員のご意見にお答えをしたとおりでございます。その評価基準、どうやって評価するかということについても十分検討してまいりたいと思っております。

それから、(3)のベンチマークの目標というのはどういう人が参加するのかということでございますけれども、例えばこれまでやってきました自主参加型の排出量取引制度、これは基本的に今のところグランドファザリングでございますけれども、実はこれについてもベンチマークというものを導入したいということも検討してまいりました、まだ実現しておりませんが。いずれにしても、そういう形で新たに、自主的ではございますけれども目標を設定されるという参加者がいて、その場合ベンチマークという手法を使ってその目標を設定してみようという参加者も当然あり得るんじゃないかと。そういう方がいらっしゃれば、我々としてもこの手法についての検証をする上で有益ではないかというふうに考えております。

それから、非常に時間がない、秋までにどうかというようなお話でございました。確かに私どもも、そこは大変時間的には制約があるというふうに考えてございますので、ここでお示したようなものが、どこまでそれぞれについて十分な準備ができるかということについては、必ずしもまだはっきりした見通しが無いところもございます。できるだけこういう趣旨で準備を進めて、できるだけ多くの方に参加いただけるような工夫をしてまいりたいというふうに考えてございます。

そういう意味で何社予定しているかということについても、いずれここは総理のご趣旨を踏まえて、できるだけ多くの業種、企業に参加をしてもらおうということで、いろいろと工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

マネーゲームについての対策でございますけれども、これももちろんこれまでの経験の中で、ちょっと今日も申し上げましたけれども、商社等の参加ということで、取引を媒介されるような方の参加も必要だというふうにも、もちろん考えてございます。そういう中で、このマネーゲーム対策というのは具体的にどういう形をとり得るのかと。これにつきましては今後検討してまいりたいというふうに考えておまして、現時点できょうの時点でこういうことを具体的に考えているということまでは、ちょっと申し上げられる段階ではございません。

それから、国際的なお話がございました。私どもとしては、この総理の演説の趣旨を十分踏まえて、本格導入が前提ではないけれども、もちろん本格導入することになってもきちんと対応できる十分な検討をしていくという趣旨というふうに考えて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○大塚座長 ありがとうございます。

マネーゲームについては、費用緩和措置につきましてこの検討会でもある程度検討いたしましたので、それをさらに発展していくことが必要ではないかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。村井委員、お願いします。

○村井委員 ここで確認したい点がございしますが、結局、本格導入がいつになるかは現時点ではわからないということで、この制度は国内クレジットの流通だけを前提とするものであって、国際的なクレジットとの連動性は全く考えていないのでしょうか。この点を教えてください。

○大塚座長 では、事務局お願いいたします。

○高橋市場メカニズム室長 そこは、ちょっとご説明では抜けておりましたけれども、当然、現時点では、実は自主参加型の排出量取引制度においてもCDMのCERのクレジットを使うことが可能なような仕組みになっております。これまでは、ITLがつながってなかったものですから実際には使えてなかったんですけれども、今後は使えるようになりましたので。いずれにしても、そういう形で、いわゆる京都クレジットというものの使用も、一応この試行の中で十分視野に入れ得るのではないかというふうに思っております。

○大塚座長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。明日香委員、お願いします。

○明日香委員 3点ありまして、まず8月、9月から募集ということで、なるべく多くの方に入っていただきたいと思うんですけれども、やはり何らかのインセンティブがもうちょっとなきゃ難しいかなと。将来的に本格導入かどうかわからないんですけれども、いずれ温暖化対策はしなきゃいけないと。そのときのために、ある程度早めに参加した人にとっては、インセンティブになるような仕組みを考える必要があるかと思えます。それは、自主参加型排出量取引制度でも基本的に補助金がなければ難しかったというところもあります。補助金なしで入った方もたくさんいるんですが、補助金じゃなくても、その他のインセンティブ、いろんなインセンティブが考えられると思えますけれども、それは必要かと思えます。

2番目は、まさにその補助金なんですけれども、多分、統合のイメージとして国内でのクレジット、プロジェクトベースのクレジットとの統合というのが一つあると思うんですが、多分、実際中小企業で何らかのプロジェクトを行うときには、クレジットの価格が幾らになるかはわからないんですけれども、クレジットだけではプロジェクトは行われないうるんですね。最初に何らかのお金がないと動かないのが現実かと思えます。実際、経産省で何年かこのような仕組みの試行をなさっていらっやったと思うんですけれども、やはりクレジットだけじゃなく

て、それプラスアルファの部分はどうするかというのが大きな課題になっていたと思います。なので、そこも含めてそういう財政措置等が必要になるのかなと思います。

3番目は、マネーゲームの話にもつながるかもしれないんですが、多分、EU-E T Sなり、ほかのところでの排出量取引制度の一つの教訓というのは、なるべくシンプルにすると。かつ、長期的な展望が持てるような、そういうシグナルがあるような仕組みにすることだと思わうんですね。なので、先ほどもご意見があったと思いますけれども、なるべくシンプルにしたほうが、いわゆるゲーミングも防ぐことができますし、間接的に投機のようなものも防ぐことになるかと思ひます。なので、いかに長期なりシンプル化を目指すというのは常に考える必要はあるかと思ひます。

以上です。

○大塚座長 私から質問して申しわけありませんが、シンプルにしたほうが投機を防げるというところは、ちょっともう少し説明していただければありがたいと思ひます。ほかの委員の方も余りよくわからないかもしれませんので。

○明日香委員 マネーゲームというか、ゲーミングという意味で私、シンプルというのを使ったところがあります。複雑であればあるほど、多分いろいろ仕組みを利用して何かこう、単純に言えば何か儲かるんじゃないかというように考える方が出てくるので、そういう意味で、そうですね、すみません、マネーゲームというよりゲーミングを防ぐためにシンプル化というところはあります。

マネーゲームに関しましては既に議論はありましたし、単純に言えば、急に高くなるのと、異常に値段がなくなってしまう、価格がゼロになってしまうようなのをどう対応するかというのは、具体的に幾つか議論はあると思ひますので、それを具体的に議論すべきかなと思ひます。それいう意味では、僕はプライスキップは比較的嫌いじゃないので、否定されたかもしれないんですが、議論の一つになってもいいのかなという気はします。

○大塚座長 ありがとうございます。

では、3点ございましたけれども、事務局からお願いいたします。

○高橋市場メカニズム室長 最初の2つは、いわゆるインセンティブがあるのかというようなことかと思ひますけれども、おっしゃるとおり、今までの自主参加型の排出量取引制度におきましては、補助金というものが大きなインセンティブになっておりました。そういう意味で今回の試行については、参加企業をふやすためにはやはり補助金なしでも参加していただくようなインセンティブが必要になってくるということは、おっしゃるとおりかと思ひます。そうい

う意味では、補助金以外のインセンティブとしても、これまでも、例えば参加することによって自らの排出量を正確に把握するというので、その企業にとって効果的な排出削減の取り組みが可能になってくると。あるいは、当然、排出量取引に関するさまざまなノウハウというのが習得できるというメリットがあったかと思います。そういうところを十分ご理解をいただいて、可能であれば、例えば検証の費用については若干支援するというようなことも検討をぜひしてまいりたいというふうに思っております。

また、まずは今回の試行というものは、やはり福田総理のビジョンというものを踏まえてやるということですので、そういうことで幅広い参加者のご理解をいただいて、できるだけ裾野を広くこれを実施できればというふうに思っております。

それから、マネーゲームのところでございますけれども、マネーゲームを排除するようなやり方ということについては、先ほど申したように、大塚先生もおっしゃられたように、中間まとめでの議論も踏まえて具体的に今回の試行の中で考えていきたいと思っておりますけれども、長期的な展望というところについては、今回の試行でどこまで取り組むことができるかというところにつきましては、若干もう少し検討が必要かなと思っております。基本的には、現行の京都議定書目標達成計画と整合性を持った形でやっていくというのが基本かと思っておりますので、おっしゃるとおり長期的な視野といいましようか、シグナルといいましようか、そういうものも大変重要かと思っておりますけれども、そういうものが今回どこまで反映できるかについてはちょっと勉強してまいりたいと思っております。

○大塚座長 ありがとうございます。

試行的実施が決まりましたら、ぜひここにおいでになっていただいている産業界の方も率先して入っていただけると大変ありがたいと思います。

武川委員、お願いします。

○武川委員 何点か質問をしたいんですが、先ほど来出ているように、この制度をどこまで広げるのか、どういうイメージで始めるのかというところとも関連すると思います。

もし、これ非常に制度の対象を広げるということになると、恐らく法律的にこれが譲渡されているクレジットというのは一体何なのかとか、差し押さえであるとか企業が破産したとき、これはどうなるんだとか、そういう細かいことを考えなきゃいけないのかなと。現状の自主参加型にもこの問題は、私は潜在的にはあると思っておりますが、現状は比較的閉じた系の中でやっているということで、余り問題が顕在化していない部分はあるのかなというあたりを、どこまで制度を広げるかというところも踏まえて、場合によっては考えなきゃいけないの

かなという気がしています。それが1点、その辺をどうお考えなのかというあたりが質問です。

もう1点なんですが、これはどちらかという感想になるんですが、マネーゲームということ先ほど来おっしゃる方が多いのですが、私はこのままいくとこの制度がマネーゲームになることはほぼないというか、マネーゲームが起りようがないんじゃないかなと思っていました、多分マネーゲームになるというのはこの市場に魅力があるからであると、お金が入ってくるからだということだと思っんですね。法的な位置づけもよくわかりませんと、閉じた系ですというときにマネーゲームが起るはずがないので、逆に、マネーゲームに対してどういう対策を立てるかということが、この制度の獲得目標なんだとすれば、マネーゲームが起るような環境にしないと実験にならないと思っんですね。

これはちょっと、ある意味暴論になるかもしれないんですが、そういった意味では、影山さんの最初の問題意識にも戻るんですけども、一体何がこの制度の施行の目的なのかというところ踏まえて考えていかないと、結局やってみただけでも、やってみただけだということにもなりかねないかなというふうに思っております。

○大塚座長 ありがとうございます。

2点ございましたけれども、事務局、いかがでしょうか。

○高橋市場メカニズム室長 いずれも大変重要かつ根本的なご指摘なものですから、今直ちにこうやって対処しますというようなお答えをするよりも、今のご指摘を十分踏まえて、今後の試行の中身の詰めに、また先生のいろいろご指導もいただきながら詰めてまいりたいと思っております。

○大塚座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。則武委員、お願いします。

○則武委員 今、武川さんが言われたのと近い考えなんですけれども、本格導入前提ではないということは理解していますが、基本的には、試行は本格的導入に向けてその課題を出すことだということを目的として明確にする必要があるんじゃないかなと思います。それを目的としてその試行がどういうふうなことが必要かということで、やはりある程度拡大した、規模のある程度のものにしないと、試行の本来の目的を果たせないんじゃないかなと思います。先ほど、市場の問題も、同じように開放という部分が何らかの形で必要ではないかなと思います。

それと、もう一つは、モニタリング・検証ルールや登録簿につきまして、これがこれまでの自主参加型制度のインフラ活用となっておりますけれども、これまでの制度のインフラが活用することが本当に本格導入に向けてのいいものなのかどうかというのは、今までの中でもう一

度評価していただいて、そのまま活用するのがいいのか、本格的導入に向けてもう少し変えた試行をしないといけないかという点を少し検討するのが必要じゃないかなと思います。

以上です。

○大塚座長 もし具体的にここを変えたほうがいいのかということがございましたら、教えていただければありがたいんですが。

○則武委員 今のところ、ちょっと先ほど話した以外には、どこがというのはないですけども。

○大塚座長 では、武川委員、お願いします。

○武川委員 すみません、ついでと言ってはあれなんですけど、というお話が出れば、可能かどうかは別としてお願いしたいのが、やはり登録簿は自主参加型のインフラは現状の国別登録簿とほぼ同じようなものであるというふうに理解をしておるんですが、これはぜひとも変えていただきたいなというふうに思っています。具体的には、今現状、数日、8日間が一応標準処理期間ですが、申請からかかっているところを、せつかく自主参加型である程度いろんな手を加えられる制度だということであれば、言ってみればインターネットバンキングのようなイメージで、参加者がすぐに振り替えができるような、これはシステム開発に時間がかかるので、ここの秋に間に合うかどうかというのは難しいかもしれないんですが、中長期的にぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

恐らくそういう制度にしないと、マネーゲームにもならない。マネーゲームにしちゃいけないんですけども、やはり、そもそもその前の段階で止まってしまうのかなという気はしております。

○大塚座長 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた点は国別登録簿自体の問題にもなるところで、今、割当量の口座簿制度自体についてその問題が指摘されていますので、その点と、さらに、国別登録簿のミラーみたいなもう一つの登録簿をつくるかということを含めて議論していく必要があるかと思っています。

事務局、いかがでしょうか。

○高橋市場メカニズム室長 登録簿については、また詳しくご回答させていただきますけれども、則武委員からおっしゃられた、本格導入前提ではないけれども本格導入に必要な課題をきちんと明らかにせよということは、まさに今回の試行の趣旨かと思っていますので、十分念頭に置いてやってまいりたいと思っております。

○二宮室長補佐 よろしいでしょうか。武川委員ご指摘の登録簿の点で追加でご説明させていただきますと、自主参加型排出量取引制度の登録簿では、今まさに先生ご指摘のように、直接事業者がアクセスして、そこで決済できるようになっております。そこは国別登録簿の問題点を解消した形で自主参加制度で実現しておりますので、ご指摘申し上げます。

○大塚座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。笹之内委員、お願いします。

○笹之内委員 1－3でもよろしいですか、資料の。

○大塚座長 はい、結構です。

○笹之内委員 この日本カーボンアクション・プラットフォーム、十分内容をまだ理解しておりませんが、さらっと読むと、これは地域毎にもこういう取引制度をそれぞれがつくるということ、中央官庁としても推奨するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

と申しますのは、今回の実験その他、国レベルでやります、地方レベルでもやります、なんてことになると、両方対応しないといけないような事態があるのが、我々一番困るわけなんですよね。できたら実験は1つぐらいにさせていただきたいわけなんですけれども、こういうものを環境省さんが推進するというのは、それぞれでもうどんどんやってくれという、そういうポジションなのでしょうか。

○大塚座長 いかがでしょうか。連携とかいうところとも関係すると思いますけれども、お願いします。

○高橋市場メカニズム室長 この趣旨は、これまでいろんなところでいろんな動きがあるというところで、むしろそういういろんな動きの間で情報を十分よく交換をして、国と地方あるいは地方公共団体同士の連携、そういうものを図り、また取り組みについてもいろいろ知見を共有して効率的に進めていくという趣旨でございますので、何かどンドン、ばらばらにやってくださいとそういうことではなくて、むしろそれぞれ齟齬がないように連携を保っていくと、そういう趣旨というふうにご理解をいただければと思います。

○大塚座長 カーボン・オフセットとかこういう制度がどんどん広がっていくことは、一方で非常にいいことですが、他方で笹之内さんがご心配になっているように、ちょっと関係がよくわからなくなってきたりすることもありますので、両方の側面から検討していく必要があるかと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

では、議題の2に移りたいと思いますが、よろしいですか。

では、議題の2、公開ヒアリングの結果報告についてに移りたいと思います。

前回の検討会におきましてご議論いただきましたこの検討会の中間取りまとめにつきましては、委員の皆様のご意見を踏まえて修正し、5月20日に公表したところでございます。

その後、本日までに事務局で実施いたしました公開ヒアリングの全国4会場の結果について、説明をお願いいたします。

○青竹係長 それでは、資料2に基づきまして、公開ヒアリングの結果についてご説明させていただきます。

今、座長のほうからご紹介がございましたように、6月に入りましてG8環境大臣会合、それから福田総理ビジョンを受けた地球温暖化対策の今後の展開及び中間まとめの内容につきまして、市民の方々、NGO、企業、地方公共団体等に広く説明して、提案それから意見を求める公開ヒアリングを全国各地で実施しておりますので、その結果をご報告いたします。

まず開催概要につきましてですけれども、東京では6月2日、名古屋で6月11日、札幌で6月17日、仙台で6月23日と、4会場では既に実施しているところでございます。今後、明日になりますけれども、6月27日に大阪会場、それから月曜日6月30日に福岡会場で実施を行うこととしております。この2会場につきましては、まだ参加者の募集をしているところでございます。

時間帯についてですけれども、こちらは夕方の6時から8時に行くということにしまして、幅広くいろいろな方々に参加していただくという趣旨でやっているところでございます。東京、名古屋、札幌、仙台的合計の参加者数が今までのところ、約500名ということで、多くの方々にご参加いただいているところでございます。

プログラムですけれども、まず最初に、地球温暖化対策の今後の展開についてということをご説明した後に、その後に先ほども申しましたけれども、中間まとめであります国内排出量取引制度のあり方について、そして低炭素社会の構築に向けたカーボン・オフセットの取り組みということで環境省よりご説明しました後に、会場の皆様と質疑応答をするといったような形をとらせていただいております。

この質疑応答に加えまして、より多くの意見を伺うために、公開ヒアリングの参加者に対しましてアンケートを実施してきてございます。アンケートについては、この資料の一番最後のページに別添としてつけているところでございます。後ほど内容についてはご説明いたします。

まず、質疑応答の時間中に参加者からどのようなご質問が出されたのかということについて、簡単にご説明させていただきたいと思っておりますけれども、まず割り当て対象についてですけれど

も、ベンチマークを用いてキャップを設定する方法について、効率のいい大企業をもとにベンチマークが設定されてしまうと、相対的に効率が悪いことの多い中小企業に対してより多くの削減義務が課されてしまい、結局、削減義務達成が難しいものに課されてしまうことになるので、なかなか効率の悪いところの改善に逆につながらないのではないかとご質問がございました。

また、中小企業がプレーヤーとして入っていないような説明であったので、本来そういった中小企業についても参加させるべきではないかとご質問もございました。

モニタリング・算定・報告・検証については、モニタリングと検証については非常に労力と人力が伴うので、特に中小企業についてはモニタリングの組織に援助するような方針があるのだろうかということ、それから検証機関や検証する人の資格などというのはどうなるのかというご質問もございました。

また、競争力について、この排出量取引の導入によって、実際製造コストはどれほど増加することになるのかというご質問。

それから、国内クレジットに関してですけれども、費用対効果の点から考えますと、海外の新エネ、省エネプロジェクトに傾きやすく、国内の新エネ、省エネプロジェクトになかなか資金が回らなくなってしまうのではないかとご心配があるのではないかと。そうではなくて、国内CDMですとかグリーン電力証書の制度といったような取り組みについても、同時に導入していく必要があるのではないかとご意見がございました。

そのほか、いろいろございますけれども、排出量取引が排出削減にどの程度貢献していくのだろうかというご意見もございました。このあたりが、実際の質疑応答の中でのやりとりの主立ったものでございます。

3ページ目になりますけれども、実際アンケートでご意見を伺った結果についてご紹介させていただきます。

回収率のほう、こちらに書かせていただいておりますけれども、全会場合わせて8割以上の回収率ということになっておりまして、非常に高いご関心があるのかなというふうに思っているところでございます。

実際に公開ヒアリングに参加していただいた参加者の属性についてですけれども、まず年代については30代、それから40代、50代の方々にそれぞれ非常に多く参加していただいているのかなと思っております。ご職業についてなんですけれども、会社員の方が約60%、経営者の方が10%ということで、非常に企業の方に多くご参加いただいております。そのほかにも地方公

共団体の方ですとか、NPOの方、学生の方なども幅広くご参加いただいていると思います。

4ページ目になりますけれども、こちらはアンケートの中の質問で、国内排出量取引制度の導入についてどのようなお考えを持っていらっしゃいますかというようなことを聞いているところなんですけれども、ここの下に①番から⑩番というふうに書いてあるのが、こちらから選択肢として提示したものでございまして、これのうちのどれに同意できますかというような質問をさせていただいております。複数回答にしておりますが、まず、その選択肢をご紹介しますと、①番で、確実に排出量を削減できる。②番としまして、社会全体のコストを低減することができる。③番として、炭素への価格づけを通じ費用対効果の高い技術の導入等のインセンティブが働く。④番として、長期間にわたる適切な目標設定により、技術開発が進んでいく。⑤番として、排出量取引により目標達成の手段が多様化する。⑥番として、国際枠組みが公平でない場合、他国の企業との間の国際競争が不利になる。⑦番が、炭素リーケージが生じるおそれがある。⑧番が、企業の活動量に対して枠をはめるので民間の自由な活動を阻害することになり、経済統制的な制度となる。それから⑨番としまして、過去の実績に応じた排出枠の割り当てを行う場合、過去の努力を反映した公平な割り当てを行うことが難しい。⑩番として、目標達成のため短期的に京都クレジットを購入することになり、技術開発に回すべき資金が失われるおそれがある。

こういった10個の選択肢を提示させていただいていますが、その結果が下のグラフになっておりまして、③番の、炭素への価格づけを通じ費用対効果の高い技術の導入インセンティブが働くとか、⑥番の、国際枠組みが公平でない場合に国際競争が不利になる、それから⑦番の、炭素リーケージが生じるおそれがある、⑨番の、過去の努力を反映した公平な割り当ては難しいのではないか、といったような選択肢に同意するという意見が多数ございました。

一方で、例えば⑧番なんですけれども、企業の活動量に対して枠をはめ、民間の自由な活動を阻害するので、経済統制的な制度となるというような選択肢に対しましては、比較的同意されるという方が少ないといったような結果が出ているのではないかと思います。

こちら、その他という選択肢を設けていましたので、そちらのほうに書いていただいた方もございまして、これがどういったご意見があったのかというのが5ページ以降に整理しておりますけれども、少し簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず、前向きな評価としまして、マーケットで得た収益を環境問題に使ってほしい。流動性を担保し、健全なマーケットを国際的につくってほしい。それから、本格的な試験運用を早く開始しないと、欧米中心に枠組みがつくられてしまい、日本は不利益を講じることになるので

はないかとか、一刻も早く導入し、低炭素社会に向けた社会経済構造変革、革新的技術開発促進を起すべきであるといったようなご意見がございました。

2番目として、制度設計上の懸念ということかと思いますが、まず、キャップのかけ方について、どうしても不公平になってしまうのではないかということで、公平性を最重要視して制度の導入をすべきであるというようなご意見がございました。この制度設計上の懸念の中のちょうど真ん中辺になりますけれども、企業活動量の増加に伴う排出量の増加に対する配慮が少なく思われるというようなご意見もございました。

ここの一番最後、下のほう2つ目、3つ目ぐらいなんですけど、原単位の査定など公平にできるか不明であるとか、モニタリング手法が甘ければ結局効果が得られないのではないかというような、モニタリングに対するようなご意見もございました。ほかに、CO₂以外のガスも導入を考慮すべきというご意見もございます。

3) としまして、投機など取引に対する懸念を示された方もございまして、海外、こちらいろいろのご意見がある中で、海外から資金投資されるような仕組みを希望される方もございまして、逆に投機筋によるマネーゲームになる危険性はないのかというようなご指摘もございました。投機に関するご意見を多くいただいているところですが、そのほかに4)番として、海外クレジットに関する懸念ということですが、単に購入することは資金の無駄になるのではないかとか、購入する場合、単に購入するというと反対が起こる可能性があり、国民の理解が必要なのではないかというご意見。日本では、削減余地が少ないために結局海外クレジットを買うことになってしまうのではないかとか、他国に多くのお金を支払うよりも国内インセンティブを望むというような声もございました。

その他の懸念としまして、一番最初にありますのが、技術の開発を促進するような支援をぜひお願いしたいということ。それから税制に関するご意見もございまして、温室効果ガスの削減に関して税制と規制で対応すべきであるとか、炭素税もあわせて導入すべきであるというようなご意見がございます。

7ページ目になりますけれども、同じように技術開発、技術で世界を引っ張ることが必要なのではないかと、そういったことが日本の役目ではないのかというご意見がございました。

次、7ページ目の真ん中以降になりますけど、オプションに対する意見を聞いてございます。中間まとめの中では、オプション1からオプション4まで、簡単にご説明しますと、オプション1は川上割り当て、オプション2が川下割り当てで、電力最終消費者が責任を持つ案、それからオプション3が川下割り当てで、電力会社に割り当てが行われる案、それからオプション

4が川下割り当てで、原単位と活動量責任分担型ということですが、こちらについてのオプションが最もふさわしいかという質問をしましたところ、オプション1を選ばれた方が6%、オプション2を選ばれた方が10%、オプション3を選ばれた方が16%、オプション4を選ばれた方が39%いらっしゃいました。また、わからないというように、選べないというふうにご回答の方も22%いらっしゃいます。

8ページ目にオプションそれから制度のあり方について、ご意見を自由記述で聞いていただいて、各オプションに対する意見というものが寄せられております。オプション1からオプション3よりもオプション4に対するご意見が多かったんですけれども、オプション1に対する意見では、オプション1というのはよくないのではないかというものから、化石燃料販売業者に対しても割り当てを行うべきではないかというご意見。

それから、オプション2とオプション3の意見はまた後ろのほうで、少し制度設計のあり方についての具体的なご意見のところでも出てくるので、ここでは割愛しますが、オプション4の原単位に関するご意見というのが多く寄せられておまして、受益者負担を原則にすべきであるとかいうこともある一方で、オプション4は取り組みやすいけれども、確実に目標が達成できるのかというのがよくわからないとか、オプション4が現実的で運用しやすいとかというご意見がございました。

(d)の「オプション4、原単位」の後ろのほうなんですけれども、原単位に対するご意見がございまして、原単位で決める場合に、商品、部品等、製品の価値単位をどのように評価していくのかですとか、原単位の精度を高めていくことが重要なのではないか。それから、原単位については生産活動が増加すると、成り行きで原単位が下がることになり、一見省エネが進んだかに見えるので、適正な評価、ルールづくりが必要だと思いうというご意見もいただいております。

それから、企業規模別の原単位が必要なのではないか、それから活動量の見直しについても考えていく必要があるのではないかというご意見がございました。

次に2番目に、制度設計のあり方についての具体的なご意見ということなんですけど、制度のわかりやすさということで、複雑なものは長続きしないとか混乱を招いて定着しにくくなる可能性があるのではないか。制度はシンプルのほうが実効性が高いというふうにご考えられるといたったように、シンプルで複雑でないものの方がいいのではないかということについて多くのご意見をいただいております。

先ほども公平性に対するご意見がございましたが、ここでも公平性に対するご意見が多く寄せ

られておりまして、キャップのかけ方については十分な検討が必要なのではないかと。また、原単位についても、妥当性についての検証を的確にしないと公平性が失われかねないのではというようなご意見がございます。また、こちらの公平性の後半のほうに書いてございますけれども、今までの努力が報われるようなシステムの構築が望ましいというご意見。過去の努力はどのように評価されるのかということで、アーリーアクションに関する手当てについてもご意見が寄せられております。

(c) の制度の対象者についても、いろいろなご意見が集まっておりまして、川下側からの設定がいいと思うという案。それから、カバー率を優先して考えていくのがいいのではないかと。それから10ページ目に、カバー率はそんなに高くない、比較的低いんですけども、現在の省エネ法、温対法の考え方に合ったものから始めてはどうかというようなご提案。それから、その後ですが、中小企業や家庭などの部門についての取り扱いということで、そういったところについても充実が必要で、中小企業にも省エネ対策を進めていくにはこういった制度に参加させるべきではないかというご意見。小口の需要家、家庭に何らかの対応を実行させる必要があるのではないかと。その他、真ん中辺になりますが、電力に関するご意見がございまして、電力を最重要視すべきであるというご意見。電力は原単位により大きく排出量の変動があるので、国民一人一人が幾ら省エネ努力をしても、発電時における化石燃料の増加がその努力を無駄にしてしまうような可能性もあるので、きちんと見ていくべきであるとか、逆に電力はほかのエネルギーとも競合していますので、電力だけにキャップをかぶせるというのは不適切ではないかといったようなご意見がございました。

3) 番の、その他の意見というほうにいきますと、こちらは3番目になりますが価格に関して。CO₂に価格をつけるということに関して、そういったことが第一であるというご意見がございました。ほかに、キャップを前提とした取引制度は民間の自由な活動を阻害するため好ましくないというようなご意見もここではいただいています。

その後、ちょっと見にくいかもしれませんが、11ページの上から5ポツ目6ポツ目ぐらいに、モニタリングというか排出量の測定に関するご意見がございまして、現在の排出量を正確に測定し削減目標を決め、どのように削減するのかを考えていくのが必要であるというご意見。それから、その後に制度の運用に関する、コストに関するご意見もございまして、コストがかかり過ぎないようにしてほしいとか、そもそもだれがコスト負担をすることになるのだろうかとかいうお話がございました。

それから、価格に関して言いますと、価格転嫁は市民が拒否反応を起こすので、しっかりと

した仕組みをつくり、わかりやすく説明する責任が制度導入の際には必要であるというようなご意見がございます。

その後、11ページの後ろのほうになります。下から6番目、7番目あたりでしょうか、こちらはまた税に関するご意見をいただいております。環境に関する負担というのは、一定の理解はできますが、税負担、社会保険負担が大きいので、省庁間の歳出削減を同時に考えてほしいとそういったようなご意見もございます。

11ページ目の一番最後になりますけれども、取引所を創設した場合に、1年24時間取引されている状況になるのか、イメージがわきにくいというようなご意見がございます。その後、ご意見というか説明に関して、この排出量取引制度についてなかなか御存じのない方とかもご参加されている場合もございまして、難しかったのでわからないとか、わかりにくいのももう少しわかりやすい説明が必要なのではないかといったようなご意見もいただいております。

12ページの(4)番、こちらは排出量取引制度ではなくてカーボン・オフセットに対してもアンケートをとってございまして、ここでカーボン・オフセットに対してご興味はありますかという問いに対しましては、強い興味があるとお答えいただいた方が47%、何となく興味があるというふうに回答された方は39%ということで、全体で8割以上の方が興味があるというふうに回答されております。

このオフセットの中で、もしオフセットをされるとすれば、どういったものを選択しますかということで聞いているんですけれども、具体的に言いますと、途上国における温室効果ガス削減プロジェクト(CDM等)に投資し、日本政府口座に移転するようなものを使う。もしくは、旅行に伴う排出量相当額を旅行代金に追加して支払う。それから、音楽やスポーツのイベント開催に伴う排出量相当額をチケット代金に追加して支払う。それから4番目として、車の運転に伴う排出量相当額をガソリン代に追加して支払う。5番目として、日常の生活に伴う排出量に相当する植林事業に投資する、ということで聞いております。

こちらは複数回答可で聞いているところがございます。それぞれ同意するというご回答をそれなりに得ているところですが、特に5番目の、日常の生活に伴う排出量に相当する植林事業に投資するということに同意される方が多かったという結果が出てございます。こういったようなアンケートをとることによりまして、さまざまなご意見が環境省のほうの公開ヒアリングで寄せられているという結果についてご報告させていただきました。

以上でございます。

○大塚座長 ありがとうございます。

では、ただいまのご説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

今回、公開ヒアリングという形で行って、そこでアンケートをとったということで、この制度自体は必ずしもわかりやすくはないところがありますので、そういう意味では効果的な方法をとったということになるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。じゃ、明日香委員、お願いします。

○明日香委員 感想みたいなものなのですが、非常に有意義でおもしろいというか、読んでいてすごくためになると思えますので、あえて誤解が幾つかあるかなと思ったので、共有させていただきたいと思えます。

1つは、皆さん、排出量取引制度で全部できると思っている方が多いんですね。排出量取引制度は一つの制度なんですけれども、それだけですべてできるものではなくて、それと同時に規制なり補助金なり、税も必要かもしれませんし、そこら辺がよく排出量取引制度に対する誤解なり批判として一つあるかなと。

あと、もう1つは、排出量取引以外の例えば炭素税でも同じような問題が起きるんですけれども、それを排出量取引制度の問題点として批判するのがよくあるかなと。炭素税でも、特に国際競争力の話なんですけど、税でも規制でも排出量取引制度でも必ず起きる問題ですので、そこら辺は政府としていろいろ議論していくべきかなと。

あと、もう1つ、海外からクレジットを買うのがよくないというような、多分イメージもあると思うんですが、排出量取引制度はなるべく日本全体として海外からクレジットを買わないようにするための制度だと思うんですけれども、そこは多分わかりにくいところだと思いますので、そこら辺も政府としてはいろいろ説明するべきかなと思います。

とりあえず、そんなところです。

○大塚座長 いずれも大事な点だと思いますが、特に海外からクレジットを買うのは、今、明日香委員がおっしゃったように、むしろあまり買わないために国内排出量取引制度を入れるかという議論ですので、ここはぜひ環境省さんのほうも注意をしてご説明をいただくと大変ありがたいと思えます。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

では、特にございませんようですので、大変有益なヒアリングとアンケート結果だと思えますけれども、これも参考にしながら今後とも検討を進めていきたいと思えます。

では、議題の3に移りたいと思えます。I C A P 第1回国際炭素市場フォーラムの結果報告

についてでございます。

先月開催されましたこの I C A P 第 1 回国際炭素市場フォーラムにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○二宮室長補佐 それでは、資料 3 に基づいてご説明申し上げます。

資料 3、日付が平成 20 年 6 月 27 日となっておりますが、これは誤植でございますので、26 日に訂正いたします。

I C A P、国際炭素行動パートナーシップ主催の排出量のモニタリング・算定・報告・検証に関する第 1 回国際炭素市場フォーラムが、去る 5 月 19 日、20 日の 2 日間にわたりましてブリュッセルで行われまして、私も参加してまいりました。このフォーラムには欧州の各国、米国、それから米国の各州、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、我が国他から 150 名が参加いたしまして、国内排出量取引制度の基本インフラとなります対象施設からの排出量のモニタリング・算定・報告・検証に関する諸課題について、4 つの趣旨に分けて、各国の国内排出量取引制度を国際リンクしていくための整合性確保という観点から活発な議論が行われました。

以下、各セッションごとに簡単にご説明申し上げます。

最初のセッションは、排出量取引制度における排出量のモニタリング・報告・検証に関する、まず技術的な課題を詰めていこうということになりました。最初に米国環境省、それから米国の各州、EU 各国、それから私どもも含めまして、既に排出量取引制度を実施あるいは計画している国から、その制度におけるモニタリング・報告・検証の仕組み、実施状況を報告いたしました。我が国からは、自主参加型国内排出量取引制度におけますモニタリング・報告・検証の仕組みをご報告いたしました。

それに基づきまして、以下の 4 つの観点から議論が行われました。

まず、排出量のモニタリング方法なのですが、これはつまるところ米国で行われております直接連続測定法にするのか、あるいは EU や我が国が実施しております投入エネルギー計算法にするのかといったような議論を行いました。米国のこの方法は直接、化石燃料の排ガスの排出ポイントに CO₂ の濃度計測器を設置して CO₂ の排出量をはかるという方法でありまして、これは米国において広く行われている方法なのですが、仮にこういった方法が世界の標準となると、我が国などはこういうシステムを設置しておりませんので、新たな設備機器の設置が必要となってくるというような問題になると思います。

別途、投入エネルギー計算法というのは、これは我が国でも既に行われているんですが、投

入されたエネルギー量から排出係数を掛け合わせて排出量を計算するという方法なんですね。ここでは、米国の方法がいいのか、EUあるいは我が国が行っている投入エネルギー計算法がいいのかといったような議論が行われました。

さらに排出量報告の頻度をどうしたらいいのか。米国は連続測定法を行っておりますので、四半期でも毎月でも出せる。これに対しまして投入エネルギー計算を行っているEUとか我が国は、一般的には年次報告しかできないということです。米国は、排出量のデータはできるだけ迅速にたくさん出すほうがいいという主張を行いまして、ここでも米国方式かEU方式かというのが大きく分かれました。

さらに、より本質的な問題なんですが、米国ではCO₂のトンの単位がショートトンという単位ではかられていると。これは、EUあるいは我が国が行っているメトリックトンと実は微妙に数字が違うんですね。こういった問題点についても、どちらをとるべきなのかという点です。

これらの3つの点については米国サイドあるいはEUサイドが一步も引かないで収れんしないという状態になりまして、いずれにしても国際リンクをする際にはこういった問題点についてもいずれは決着を図らないといけないんですが、これについても大きな2つのサイドからの議論があって対立したまま残ったということです。

それから、排出量検証を実施する主体は公的機関が行うべきなのか、民間機関が行うべきなのか。仮に民間機関が行う場合は、どのような資格要件を課するべきなのかといったような議論が行われました。

第2セッションは、排出量取引制度の対象とカバレッジの観点からのモニタリングの重要性を議論いたしました。

特に排出量取引制度におけるモニタリング・報告・検証に必要とされる精度水準とはどれぐらいにするべきなのか。各国において精度水準が異なっておりますと、排出量取引制度の整合性が国際リンクでとれなくなりますので、例えば、誤差を2.5%の範囲で世界標準とするのか、あるいは5%とするのかといったような議論です。

それから、吸収源活動による国内・国外クレジットの利用の影響をどうとらえるべきか。つまり、排出の場合と比較して吸収源活動の誤差というのはかなり大きいと言われているんですが、こういったクレジットを国際リンクした場合の共通の土台として使えるようにするのかどうかといったような議論。

あるいは、今日も議論がありましたけれども、制度対象を上流とするのか、いわゆる川上で

すね、それから川下、それから両者のハイブリッドとしたような場合、こういった制度を国際リンクしたときにモニタリングの観点から問題は出ないだろうかといった議論です。

それから最後に、国際リンクを実施した際に、国家を超越した国家管理組織が必要なのではないかとといったような議論が行われました。

3つ目のセッションは、排出量検証の経験、遵守措置を強化するためのITシステムの活用はどうあるべきかという議論が行われたんですが、これは米国やEU-ETSあるいは我が国の自主参加型排出量取引制度でもITシステムというのをフルに取り入れていまして、そういったものを各国から報告がありました。

結論から申しますと、ITの最大限の活用は、排出量取引制度の安定的な運用と運用コストの低減のために絶対不可欠だろうと。これはどんどん進めていこうという点で各国、これは全く相違なく一致しております。そして、各国の意見交換を今後も深めていくということで第3セッションは比較的まとまりました。

最後の第4セッションなんですが、こちらはグローバル炭素市場、世界炭素市場における排出量データ、その報告の頻度、それから排出量データの公表。先ほど私、モニタリング報告とあったんですが、これはあくまで第1セッションの場合は国に対する報告ということなんです。第4セッションは、これを公表していく場合の頻度、これは世界で協調していく必要があるんじゃないかといった観点からの議論です。

例えば最初のポツにあります公表される排出量データの内容と秘匿情報のバランスといった問題、これをどう考えていくか。

例えば、そのデータが公表されるということがあらかじめ制度に盛り込まれていて、市場がそれを織り込んでいけば問題ではないんだけど、それを織り込んでない場合、どういった問題が起きるんだろうかといった問題点。あるいは企業ごとのデータか、あるいは工場ごとのデータか、それをどちらかを公表していくのかという問題点。さらに精度レベルは低くても、早期にデータを公表するのいいのか、あるいは公表が遅くなっても精度の高いレベルを公表すべきなのか、もうこれは議論がいろいろ拡散いたしまして、収れんしませんでした。

さらに、秘匿情報への配慮に基づく報告データの透明性の確保ですね。つまり、秘匿情報に配慮するのはいいのだけれども、報告データが、公表されるデータの透明性が失われてはいけない。このバランスをどうとっていくんだという問題点。

それから、排出量の検証済みのデータの公表スケジュールを各国で協調する必要があるんじゃないだろうかという観点です。例えば、ある国が意図的にデータをリークするようなこと

があった場合、どういった措置が必要になるのかといったような観点からの議論です。協調は必要だが、ハイモラリゼーションまでは無理だろうというような大体そんなような結論になりました。

それから最後、市場に影響を及ぼし得る企業データの扱いへの配慮とありますが、これは排出量データを公表するのはいいのだけれども、これは多くの国で公表すべきだという点で一致したんですが、排出量以外のデータも公表するのかどうかといった議論です。排出量データ以外のデータの公表は、やっぱり慎重にすべきではないだろうかというのが多くの意見です。例えば、工場の操業状況やあるいはエネルギー効率などが推定可能となってしまうようなデータの扱いというのは、一定の配慮が必要だろうと。こういったものについては国際協調して、ある程度の基準を設けるということが必要だと。こういったような議論がざっと行われました。

全体を通しまして、各国それぞれ、国益を実は反映しておりまして、自国に都合のよい、つまり各国での既存の方法を世界標準としたいというような本音が見え隠れしている議論となりました。より端的に言うと、米国流かEU流かとかこういった2つの流れがありまして、そのどちらが主導権を握っていくのか、これをめぐって議論をする場であったというのが全体的な感想であります。

最後になりましたが、今回のフォーラムはたまたま公開フォーラムでオブザーバーの参加が認められておりましたので、我が国も私も参加できましたが、オブザーバーが参加できないこういった会合が今後も頻繁に行われることになっておりまして、我が国はオブザーバー資格しかありませんので、そういった議論に今後は参加できないという状態になる。つまり、国際的な議論から除外される状況にあるという、こういった状況であることを最後に付言しておきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○大塚座長 大変刺激的なお話でしたが、ただいまのご説明に対しましてご質問等があればお願いいたします。

ちょっと私から最初にお伺いして申しわけないんですけども、東京都は今回入れることになったんですけども、やはりオブザーバーのままなんですか。

○二宮室長補佐 それについてはまだ検討が行われているように聞いております。

○大塚座長 はい。いかがでしょうか。

笹之内さん、お願いします。

○笹之内委員 簡単な質問ですけども、これは団体は国際炭素行動パートナーシップという

ICAPで、そこが主催するフォーラムというふうに解釈すればいいわけですね。

○二宮室長補佐 はい、そのとおりです。

○笹之内委員 そのICAPというのは、後ろにありますけれども、基本的には政府行政機関がメンバーですか。この炭素市場フォーラムには民間の方って参加されていたんでしょうか。

○二宮室長補佐 参加しておりました。参加可能であります、今回のフォーラムは。

○笹之内委員 それは企業か、それとも産業団体かNGOか。

○二宮室長補佐 NGOも産業団体も企業さんも広く参加しておられました。今回はたまたま公開ということで、私どもオブザーバーも発言し議論に加わることができたという機会だったわけです。

○大塚座長 はい、明日香委員、お願いします。

○明日香委員 細かい質問なんですけれども、直接連続測定法と投入エネルギー計算法なんです。アメリカの場合は多分電力会社の場合は直接連続測定法のそういう設備が入っていると思うんですけれども、ほかの工場とかも入っているんでしょうかというのと、あと、実際コストというのはかなりお金がかかるような気もするんですが、そこら辺はアメリカなりEUはどう考えているんでしょうか。

○二宮室長補佐 アメリカの場合、ほとんど発電所を対象とした規制だという認識があります。

例えば、ここで参加している州も発電所のみを対象としておりますので、アメリカの焦点はほとんど石炭燃焼施設に絞られていると。それ以外の小規模燃焼施設は、およそ彼らの対象からは除外されているというのが基本認識だったと思います。アメリカの場合は、だから石炭燃焼施設に集中すればいいという認識が根底にあるんだと思います。

○大塚座長 よろしいでしょうか。

今の点は、そうするともう少し工場とかにも対象を広げていくことになれば、アメリカも考え方が変わる可能性も全くないわけではないということになりますかね。

ほかにいかがでしょうか。伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 すいません、これも質問、さっきの笹之内委員の質問と同じなんですけれども。アメリカは結局、州レベルが参加しているだけであって、連邦政府は参加していないという理解でよろしいですか。

○二宮室長補佐 連邦レベルからもアメリカEPA、環境省が参加しております。

○伊藤委員 いえ、それは、すいません、オブザーバー資格で参加しているということなんですか。

○二宮室長補佐 はい、そうです。

○大塚座長 それも重要な点だと思います。

村井委員、お願いします。

○村井委員 開示に関してですが、公表されるデータによっては、企業のデータが漏れてしまうことを考慮すべきであるとのことですが、具体的にどのような媒体でどこに開示をするのでしょうか。例えば企業であればCSR報告書のようなどころで開示するのか、具体的に教えてください。

○二宮室長補佐 インターネットによりまして、スキームオーナーが公表するということが前提になっております。

○村井委員 どこに開示をしますか。

○二宮室長補佐 ネット上ですね。ネット上での公開というのが基本になっていると思います。

○村井委員 例えば、環境省のホームページでしょうか。

○二宮室長補佐 例えばそういうことになります、はい。EUであったらEUの各国の運営サイトでの公表ということです。

○村井委員 あと、もう1点ですが、私が先ほどご質問したように、この制度は国際的なクレジットのリンクのために、その整合性確保の観点から活発な議論が今行われているわけです。我が国の実験段階の国内排出量取引制度をポスト京都、すなわち2013年以降に国際的なクレジットとのリンクを図ろうとしているのかについて、その辺りの見通しをいかが考えられているのでしょうか。

○大塚座長 どなたにお答えいただくかわかりませんが、事務局いかがでしょうか。

○高橋市場メカニズム室長 そういう意味でまだ具体的な、いつからということは申し上げられないと思いますけれども、いずれにしてもリンクということが議論になるとすれば、当然本格的に導入された以降の話だろうと。この検討会でも議論がありましたように、その場合はリンクすることが本当にいいのかどうかということについては、いろんな情勢から判断をしないといけないということだと思いますけれども、試行段階でリンクというのはちょっと。CDMを買うという意味ではリンクしているかもしれませんが、試行段階で本格的にリンクすることはちょっと考えにくいのかなと思っておりますけれども。

○村井委員 ということは、最初の資料でお示しされた、環境省案の全体のスキーム図の中に、市場とモニタリング検証ルール、登録簿、市場というものがあり、その市場はあくまでも国内のクローズドされたマーケットを考えられているのでしょうか。

○高橋市場メカニズム室長 先ほども言いました、CDMを除けば基本的には国内の市場というふうに、今のところ私どもは考えております。

○大塚座長 よろしいでしょうか。

ICAPに関しては、リンクの可能性を持って臨むということが、もし日本で本格的に導入すればあるんだと思いますけれども、あくまでもそれについては、いろんなことを考えながら決定していくという、実際にリンクするかはいろんなことを考えながら決定していくということではないかと思えます。

武川委員、お願いします。

○武川委員 質問なのですが、裏の4番の、市場に影響を及ぼし得る企業データの扱いへの配慮ということで、これ想像するに、ある企業が市場に影響を与えるような排出量以外の情報を、例えばそれこそ電力会社が電源構成を変えるという経営判断をしたかしないかとか、ある種の事故が起きて今後排出量の需要がふえるんじゃないかとか、そういういわゆる企業データ、企業秘密にかかわるものの扱いというものも含まれているのかなと思ってお聞きしていたんですが、ここは先ほどの話だと基本的には公表は慎重にすべきであるという、そういうムードであったということなのですが、一方で、証券取引市場のような発想で考えると、一種のインサイダーであったり相場操縦であったりいろんなそういう規制が現状もあるわけなのですが、その辺との比較も踏まえて、余り悩みなくそれほど議論もなく、やっぱりこれ公表しないほうがいいねというようなムードだったのか、それとも、いろいろ悩みはあるんだけどやっぱり悩んだ結果、まあやっぱり公表は避けたほうがいいんじゃないかという、そういうような流れだったのか、ちょっと抽象的で申しわけないんですが、そのあたりの空気を教えていただけますか。

○二宮室長補佐 まさに悩んだ上ということですね。ストレートにこの結論に至ったわけじゃなくて、さまざまな意見が市場関係者——このセッションは市場関係者が多く招かれていて、パネリストとして、まさに委員がご指摘になった観点からさまざまな議論が行われた結果、この結論に至ったということでございます。

○大塚座長 ほかにいかがでしょうか。

これは現在、算定・報告・公表制度でも同じような問題があって、類似の考え方ということになるのではないかと思いますけれども、ほかによろしいですか。

では、資料3についても終わりたいと思います。

そろそろというかまだ予定の時間はあと10分、まだ大分あるんですけども、ほかにもしご

ざいませんようでしたら、この辺にしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

では、少し時間が早いですけれども、最後に事務局からほかに連絡事項等がございましたらお願いいたします。

○西村室長補佐 本日の資料につきましては、いつもどおり公開とさせていただきます。

会議録につきましては、各委員にご確認いただいた後に公開させていただきたいと思っております。

今後の予定につきましては、追って調整をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○大塚座長 それでは、本日の議事を終了いたしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

午後2時45分 閉会